

# 住宅用防犯対策補助金

住宅への侵入窃盗や特殊詐欺被害の未然防止のため、住宅等に防犯対策を実施する方に対し補助金を交付します。



住宅用  
防犯カメラ設置  
補助金



特殊詐欺対策  
電話機等購入費  
補助金



## 内容

住宅用防犯カメラを設置する際の費用の一部を補助します。

## 対象

※一部抜粋

市内在住で、自ら居住する住宅に設置する予定の方（アパートなどの借家は除く）

## 補助金額

住宅用防犯カメラの設置に係る補助対象経費の2分の1（**上限2万円**）

## 対象機器

※一部抜粋

屋外を撮影し、データを記録する機能があるもの

## 内容

電話着信時に自動応答する機能や通話を録音する機能を有する固定電話機などの購入費用の一部を補助します。

## 対象

※一部抜粋

市内在住の満65歳以上の方またはその方と同一世帯の方

## 補助金額

特殊詐欺対策電話機等の購入に要する経費の2分の1（**上限1万円**）

## 対象機器

※一部抜粋

特殊詐欺対策機能を有する固定電話機または固定電話機に接続して使用する機器

## 申請方法

申請書に必要書類を添付して地域振興課へ提出



**機器の購入や設置工事（契約含む）は補助金交付決定後**に行ってください。

## 申請期間

令和8年**3月2日**（月）～令和8年**4月30日**（木）

**※予算額を上回った場合は抽選となります。**



詳細はこちら  
（羽生市ホームページ）

## 問合せ

羽生市役所 地域振興課 ☎ 048-561-1121（代表）（内線：224）